

「みやぎ営農支援資金」

(2021年1月1日現在適用中)

	項 目	内 容
1	対 象 者	(1)宮城県に住所を有する個人、または宮城県に本社所在地を有し主たる農場が県内にある法人で、農業での所得申告を行っている方 (2)宮城県農業信用基金協会の保証を受けられる方
2	資 金 使 途	事業資金（運転資金・設備資金）
3	融 資 金 額	法人：50万円以上 5,000万円以内 個人：50万円以上 1,800万円以内
4	借 入 利 率	当行審査基準に基づく所定の金利（変動金利）
5	融 資 形 式	証書貸付
6	融 資 期 間	運転資金：5年以内（据置2年） 設備資金：10年以内（据置2年）
7	返 済 方 法	一括返済または元金均等分割返済
8	担 保	法人：3,600万円まで無担保（認定農業者） ：3,000万円まで無担保（認定農業者以外） 個人：1,800万円まで無担保（認定農業者） ：1,500万円まで無担保（認定農業者以外）
9	連 帯 保 証 人	「経営者保証に関するガイドライン」等を踏まえて、検討させていただいた結果、法人の代表者等に保証人となっていただく場合もあります。
10	延 滞 損 害 金	年 14.6%
11	融資新規取扱手数料	当行とはじめてご融資のお取引をいただくお客さま・当行と過去2年以上ご融資のお取引がないお客さま：11,000円（税込）
12	融資実行事務手数料	1件につき：5,500円（税込）
13	お申込みの必要書類	1. 税務申告書3期分（原則、税務署の受付印のあるもの） 2. 納税証明書 3. 法人代表者、個人事業主ならびに連帯保証人ご本人の本人確認書類（運転免許証等） 4. 商業登記簿謄本 5. 定款（法人のみ） 6. 連帯保証人の所得証明書 7. 宮城県農業信用基金協会所定の書類、その他審査に必要な書類
14	取 扱 店	出張所を除く営業店

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109